

留萌市議会意見箱設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、留萌市議会基本条例（平成26年留萌市条例第18号）第7条の規定に基づき、多様な手段を活用し広聴機能の充実・強化を図るための意見箱（以下「意見箱」という。）の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「意見」とは、議会に対する質問、意見、要望等をいう。

(設置場所)

第3条 意見箱を設置する場所は、留萌市議会（留萌市役所1階ロビー）及びるもいプラザ2階（まちなか賑わい広場）の2箇所とする。

(利用)

第4条 意見箱を利用しようとする者は、意見を別記様式に記入して投かんするものとする。

(利用の条件)

第5条 提出した意見に対して回答を求める者は、次に掲げる事項を明記しなければならない。

- (1) 氏名
- (2) 住所
- (3) 電話番号
- (4) 年齢

2 議長は、次の各号のいずれかに該当する意見については、回答しないことができる。

- (1) 前項に掲げる事項を明記していないもの
- (2) 特定の者又は団体の通信の秘密又はプライバシーを侵害するもの
- (3) 特定の者又は団体を誹謗（ひぼう）、中傷又は差別するもの
- (4) 著作権等、特定の者又は団体の知的財産権を侵害するもの
- (5) その他、特定の者又は団体の権利又は利益を侵害するもの
- (6) 偽造、虚構又は詐欺的なもの
- (7) 法令又は条例等に違反又は違反する恐れのあるもの
- (8) 営利を目的としたもの
- (9) 執行部又は議員個人に対する要望であるもの
- (10) その他回答することが不適切と思われるもの

(個人情報管理)

第6条 提出された意見のうち留萌市個人情報保護条例（平成12年留萌市条例第4号。以下「条例」という）第2条第1項に規定する個人情報に該当するものは、条例第10条に基づき適正に管理するものとする。

（意見の処理）

第7条 第4条の規定により投かんされた意見については、議会広報広聴常任委員会で対応を協議するものとする。

2 議会広報広聴常任委員会は、提出された意見についての協議の後、常任委員会又は特別委員会に助言を求めることができる。

3 前項の助言の依頼を受けた委員会は、意見の適切で速やかな処理と議会活動への反映に努めなければならない。

（回答及び公表）

第8条 意見及びこれに係る議会の対応については、提出者に回答を送付するとともに必要に応じてホームページ等で公表するものとする。

（補則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、意見箱の設置に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年12月1日から施行する。

意見用紙

- ・ この用紙に、留萌市議会に対するご意見やご要望等をご記入ください。
- ・ 提出されたご意見やご要望等は、ご本人に回答させていただくとともに、個人が特定できないようにした上で、要旨を「議会だより」、「議会かわら版」又は市議会ホームページ等に掲載させていただくことがあります。
- ・ 個人情報については厳正に管理を行い、他の目的に使用することはありません。
- ・ 「連絡先の記載ないもの」若しくは「営利を目的としたもの」又は「誹謗、中傷等不適切なもの」は、回答しません。
- ・ 市の行政に対するご意見、ご要望等については、担当部署へ直接ご連絡いただくか、市の設置する意見箱をご利用ください。

住 所	(〒 —)
氏 名	
電話番号	(— —)
年 齢	10代、20代、30代、40代、50代、60代、70代以上 該当する年代を○で囲んでください

記入年月日 年 月 日

<p>・ ご意見、ご要望等をお書きください</p>
<p>(回答の要否 いずれかを○で囲んでください ・必要 ・不要)</p>